

北上地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 2 月 19 日

北上地区消防組合

管理者 北上市長

管理者署名

北上地区消防組合条例第 3 号

北上地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

議案第 3 号

北上地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例

北上地区消防組合手数料条例（平成12年北上地区消防組合条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
手数料を徴収する 事項	手数料の金額		手数料を徴収する 事項	手数料の金額	
[略]			[略]		
2 の 4 消防法第 11条第 1 項前段 の規定により、 準特定屋外タン ク貯蔵所（岩盤 タンクに係る屋 外タンク貯蔵所 を除く。）の設 置の許可申請に 対する審査	53万円		2 の 4 消防法第 11条第 1 項前段 の規定により、 準特定屋外タン ク貯蔵所（岩盤 タンクに係る屋 外タンク貯蔵所 を除く。）の設 置の許可申請に 対する審査	57万円	
2 の 5 消防法第 11条第 1 項前段 の規定により、	ア 危険物の貯蔵最大 数量が1,000キロリ ットル以上5,000キ	83万円	2 の 5 消防法第 11条第 1 項前段 の規定により、	ア 危険物の貯蔵最大 数量が1,000キロリ ットル以上5,000キ	88万円

特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この項の2の6において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。））、浮き蓋付き特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（2の6において「浮き蓋付き特定屋外タンク貯蔵所」という。））	ロ リットル未満のもの	
	イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	<u>101万円</u>
	ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	<u>112万円</u>
	エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	<u>142万円</u>
	オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	<u>166万円</u>
	カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	<u>388万円</u>
キ 危険物の貯蔵最大	<u>510万円</u>	

特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この項の2の6において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。））、浮き蓋付き特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（2の6において「浮き蓋付き特定屋外タンク貯蔵所」という。））	ロ リットル未満のもの	
	イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	<u>107万円</u>
	ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	<u>120万円</u>
	エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	<u>152万円</u>
	オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	<u>178万円</u>
	カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	<u>407万円</u>
キ 危険物の貯蔵最大	<u>534万円</u>	

及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可申請に対する審査	数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	
	ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	<u>629万円</u>
2の6 消防法第11条第1項前段の規定により、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可申請に対する審査	ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	<u>113万円</u>
	イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	<u>134万円</u>
	ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	<u>150万円</u>
	エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	<u>183万円</u>

及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可申請に対する審査	数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	
	ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	<u>649万円</u>
2の6 消防法第11条第1項前段の規定により、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可申請に対する審査	ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	<u>118万円</u>
	イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	<u>141万円</u>
	ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	<u>158万円</u>
	エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	<u>194万円</u>

	オ 危険物の貯蔵最大 数量が10万キロリッ トル以上20万キロリ ットル未満のもの	<u>214万円</u>
	カ 危険物の貯蔵最大 数量が20万キロリッ トル以上30万キロリ ットル未満のもの	<u>435万円</u>
	キ 危険物の貯蔵最大 数量が30万キロリッ トル以上40万キロリ ットル未満のもの	<u>557万円</u>
	ク 危険物の貯蔵最大 数量が40万キロリッ トル以上のもの	<u>677万円</u>
2の6の2 消防 法第11条第1項 前段の規定によ り、岩盤タンク に係る屋外タン ク貯蔵所の設置 の許可申請に対 する審査	ア 危険物の貯蔵最大 数量が40万キロリッ トル未満のもの	<u>575万円</u>
	イ 危険物の貯蔵最大 数量が40万キロリッ トル以上50万キロリ ットル未満のもの	<u>725万円</u>
	ウ 危険物の貯蔵最大	<u>1,070万円</u>

	オ 危険物の貯蔵最大 数量が10万キロリッ トル以上20万キロリ ットル未満のもの	<u>226万円</u>
	カ 危険物の貯蔵最大 数量が20万キロリッ トル以上30万キロリ ットル未満のもの	<u>455万円</u>
	キ 危険物の貯蔵最大 数量が30万キロリッ トル以上40万キロリ ットル未満のもの	<u>582万円</u>
	ク 危険物の貯蔵最大 数量が40万キロリッ トル以上のもの	<u>707万円</u>
2の6の2 消防 法第11条第1項 前段の規定によ り、岩盤タンク に係る屋外タン ク貯蔵所の設置 の許可申請に対 する審査	ア 危険物の貯蔵最大 数量が40万キロリッ トル未満のもの	<u>593万円</u>
	イ 危険物の貯蔵最大 数量が40万キロリッ トル以上50万キロリ ットル未満のもの	<u>747万円</u>
	ウ 危険物の貯蔵最大	<u>1,090万円</u>

	数量が50万キロリットル以上のもの	
[略]		
7の3 消防法第11条の2第1項の規定により、設置の許可に係る完成検査前検査の基礎・地盤検査	ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>41万円</u>
	イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>54万円</u>
	ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>70万円</u>
	エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>92万円</u>

	数量が50万キロリットル以上のもの	
[略]		
7の3 消防法第11条の2第1項の規定により、設置の許可に係る完成検査前検査の基礎・地盤検査	ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>42万円</u>
	イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>56万円</u>
	ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>73万円</u>
	エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>96万円</u>

	オ 危険物の貯蔵最大 数量が10万キロリッ トル以上20万キロリ ットル未満の特定屋 外タンク貯蔵所	<u>104万円</u>		オ 危険物の貯蔵最大 数量が10万キロリッ トル以上20万キロリ ットル未満の特定屋 外タンク貯蔵所	<u>109万円</u>
	カ 危険物の貯蔵最大 数量が20万キロリッ トル以上30万キロリ ットル未満の特定屋 外タンク貯蔵所	<u>160万円</u>		カ 危険物の貯蔵最大 数量が20万キロリッ トル以上30万キロリ ットル未満の特定屋 外タンク貯蔵所	<u>166万円</u>
	キ 危険物の貯蔵最大 数量が30万キロリッ トル以上40万キロリ ットル未満の特定屋 外タンク貯蔵所	<u>182万円</u>		キ 危険物の貯蔵最大 数量が30万キロリッ トル以上40万キロリ ットル未満の特定屋 外タンク貯蔵所	<u>190万円</u>
	ク 危険物の貯蔵最大 数量が40万キロリッ トル以上の特定屋外 タンク貯蔵所	<u>203万円</u>		ク 危険物の貯蔵最大 数量が40万キロリッ トル以上の特定屋外 タンク貯蔵所	<u>212万円</u>
7の4 消防法第 11条の2第1項 の規定により、 設置の許可に係	ア 危険物の貯蔵最大 数量が1,000キロリ ットル以上5,000キ ロリットル未満の特	<u>49万円</u>	7の4 消防法第 11条の2第1項 の規定により、 設置の許可に係	ア 危険物の貯蔵最大 数量が1,000キロリ ットル以上5,000キ ロリットル未満の特	<u>53万円</u>

る完成検査前検査の溶接部検査

定屋外タンク貯蔵所	
イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>63万円</u>
ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>99万円</u>
エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>131万円</u>
オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>172万円</u>
カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上	<u>332万円</u>

る完成検査前検査の溶接部検査

定屋外タンク貯蔵所	
イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>68万円</u>
ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>103万円</u>
エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>141万円</u>
オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>178万円</u>
カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上	<u>343万円</u>

	トル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所		トル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	
	キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>406万円</u>	キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>419万円</u>
	ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	<u>465万円</u>	ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	<u>480万円</u>
7の5 消防法第11条の2第1項の規定により、設置の許可に係る完成検査前検査の岩盤タンク検査	ア 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所	<u>910万円</u>	ア 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所	<u>932万円</u>
	イ 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所	<u>1,240万円</u>	イ 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所	<u>1,260万円</u>
	ウ 危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上	<u>1,700万円</u>	ウ 危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上	<u>1,730万円</u>

	トル以上の屋外タンク貯蔵所	
[略]		
9 消防法第14条の3第1項又は第2項の規定により、特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の保安に関する検査	ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	<u>31万円</u>
	イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	<u>43万円</u>
	ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	<u>72万円</u>
	エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	<u>96万円</u>
	オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリ	<u>121万円</u>

	トル以上の屋外タンク貯蔵所	
[略]		
9 消防法第14条の3第1項又は第2項の規定により、特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の保安に関する検査	ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	<u>32万円</u>
	イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	<u>46万円</u>
	ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	<u>75万円</u>
	エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	<u>102万円</u>
	オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリ	<u>130万円</u>

	ットル未満のもの			ットル未満のもの	
	カ 危険物の貯蔵最大 数量が20万キロリッ トル以上30万キロリ ットル未満のもの	<u>295万円</u>		カ 危険物の貯蔵最大 数量が20万キロリッ トル以上30万キロリ ットル未満のもの	<u>315万円</u>
	キ 危険物の貯蔵最大 数量が30万キロリッ トル以上40万キロリ ットル未満のもの	<u>362万円</u>		キ 危険物の貯蔵最大 数量が30万キロリッ トル以上40万キロリ ットル未満のもの	<u>387万円</u>
	ク 危険物の貯蔵最大 数量が40万キロリッ トル以上のもの	<u>417万円</u>		ク 危険物の貯蔵最大 数量が40万キロリッ トル以上のもの	<u>446万円</u>
9の2 消防法第 14条の3第1項 又は第2項の規 定により、岩盤 タンクに係る屋 外タンク貯蔵所 の保安に関する 検査	ア 危険物の貯蔵最大 数量が1,000キロリ ットル以上40万キロ リットル未満のもの	<u>266万円</u>	9の2 消防法第 14条の3第1項 又は第2項の規 定により、岩盤 タンクに係る屋 外タンク貯蔵所 の保安に関する 検査	ア 危険物の貯蔵最大 数量が1,000キロリ ットル以上40万キロ リットル未満のもの	<u>269万円</u>
	イ 危険物の貯蔵最大 数量が40万キロリッ トル以上50万キロリ ットル未満のもの	<u>319万円</u>		イ 危険物の貯蔵最大 数量が40万キロリッ トル以上50万キロリ ットル未満のもの	<u>323万円</u>
	ウ 危険物の貯蔵最大 数量が50万キロリト ル以上のもの	<u>479万円</u>		ウ 危険物の貯蔵最大 数量が50万キロリト ル以上のもの	<u>483万円</u>

[略]	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月19日提出

北上地区消防組合

管理者 北上市長 高 橋 敏 彦

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令が公布され、所要の改正をしようとするものである。